

千葉県保健師等修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則（案）の概要

1 改正趣旨

千葉県では、保健師・助産師・看護師又は准看護師の養成施設（大学・専門学校等）に在学する方で、将来千葉県内において保健師等の業務に従事しようとする方に対し、学資を貸し付ける制度を実施しています。

今回、千葉県内の特に看護師が不足する地域において就職を希望する方に対し、新たな貸付制度を創設する条例改正を行ったことから、規則を一部改正しようとするものです。

2 主な改正内容

（1）業務に従事する地域の指定

地域の区分	地域
香取海匝保健医療圏	銚子市、旭市、匝瑳市、香取市、香取郡神崎町、多古町、東庄町
山武長生夷隅保健医療圏	茂原市、東金市、勝浦市、山武市、いすみ市、大網白里市、山武郡九十九里町、芝山町、横芝光町、長生郡一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、夷隅郡大多喜町、御宿町

（2）第十条（業務従事期間の計算）及び第十一条（債務免除の計算方法）における参照条文の修正

（3）第十一条（債務免除の計算方法）に「地域特別貸付け」の規定を追加

（4）各規則様式に「地域特別貸付け」の貸付区分を追加

（5）貸付け決定の審査に使用するため、規則第一号様式の「卒業後の就業希望の場所」に希望順位を追加

（6）規則第八号及び第九号様式の注書きに「地域特別貸付け」に係る文言を追加

3 施行予定年月日

公布の日から施行し、改正後の千葉県保健師等修学資金貸付条例施行規則の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。

4 関係規定

■千葉県保健師等修学資金貸付条例

(貸付けの区分)

第三条 修学資金の貸付けの区分は、特別貸付け、地域特別貸付け及び一般貸付けとする。

2 (省略)

3 地域特別貸付けは、前条第一号から第四号までに掲げる者であつて、将来県内の規則で定める地域において業務に従事しようとするものに対して行うものとする。

4 (省略)

(返還)

第八条 借受人は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたとき（やむを得ない事由がある場合を除く。）は、当該事由の生じた日の属する月の翌月から起算して、保健師修学資金等の貸付けを受けた者にあつては貸付けを受けた期間（前条第二項の規定により貸付けを受けなかつた期間を除く。）に相当する期間（第十条の規定により返還が猶予されたときは、当該猶予期間を合算した期間とする。）内に借り受けた当該保健師修学資金等を、大学院修学資金の貸付けを受けた者にあつては十年（前条第二項の規定により貸付けを受けなかつた期間がある場合は当該期間を除くものとし、第十条の規定により返還を猶予された期間がある場合は当該期間を加えるものとする。）以内に借り受けた当該大学院修学資金を月賦又は半年賦の均等払方式により返還しなければならない。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。

一 ～ 二 (省略)

三 養成施設を卒業した日から一年以内に保健師等の免許を取得した後、直ちに、特別貸付けを受けた者にあつては医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条の規定により許可を受けた病床が二百床未満の病院その他の規則で定める施設（以下「二百床未満の病院等」という。）において、地域特別貸付けを受けた者にあつては県内の規則で定める地域において、一般貸付けを受けた者にあつては県内において業務に従事しなかつたとき。

四 ～ 五 (省略)

六 次条第一項から第三項までの規定により返還の債務の免除を受ける前に、業務以外の事由により死亡したとき、又は保健師修学資金等の特別貸付けを受けた者にあつては二百床未満の病院等において、大学院修学資金の貸付けを受けた者にあつては訪問看護事業所等において、地域特別貸付けを受けた者にあつては県内の規則で定める地域において、一般貸付けを受けた者にあつては県内において業務に従事しなくなつたとき。

(返還の免除)

第九条

1 (省略)

2 知事は、地域特別貸付けの借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

一 養成施設を卒業した後、県内の規則で定める地域において引き続き五年間（やむを得ない事由により業務に従事できなかつた期間を除く。）業務に従事したとき。ただし、やむを得ない事由がなくて、養成施設を卒業した日から一年以内に保健師等の免許を取得できなかつたとき及び保健師等の免許取得後直ちに県内の規則で定める地域において業務に従事しなかつたときを除く。

二 前号に規定する業務従事期間中に、業務上の事由により死亡したとき、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなつたとき。

3 (省略)

4 知事は、前各項に規定する場合のほか、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、貸し付けた修学資金のうち履行期が到来していない部分に係る返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

一 第一項第一号、第二項第一号及び前項第一号に規定する場合を除くほか、修学資金を借り受けた期間に相当する期間以上、保健師修学資金等の特別貸付けを受けた者にあつては二百床未満の病院等において、地域特別貸付けを受けた者にあつては県内の規則で定める地域において、一般貸付けを受けた者にあつては県内において業務に従事したとき。

二 第一項第三号、第二項第二号及び前項第二号に規定する場合を除くほか、死亡し、又は災害、病気その他やむを得ない事由があるとき。

(返還の猶予)

第十条 知事は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が継続する期間、修学資金の返還を猶予することができる。

一 ～ 三 (省略)

四 保健師修学資金等の特別貸付けを受けた者にあつては二百床未満の病院等において、地域特別貸付けを受けた者にあつては県内の規則で定める地域において、一般貸付けを受けた者にあつては県内において業務に従事しているとき。

五 ～ 六 (省略)